

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第18号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～32 略		1～32 略	
33 特例条例別表第2の33の項の規則で定める書類	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項に規定する許可の申請に係る書類（市にあっては、その区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が同法第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業以外の土地区画整理事業に係る書類に限る。）	33 特例条例別表第2の33の項の規則で定める書類	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項に規定する許可の申請に係る書類
34 略		34 略	
35 特例条例別表第2の35の項の規則で定める書類	都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（(6)から(10)までについては、市が処理する事務に係るものを除く。） (1) 略 (2) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第42条第2項の規定による協議に係る書類 (3) 法第35条の2第3項、第36条第1項、第38条及び第67条第1項の規定による届出	35 特例条例別表第2の35の項の規則で定める書類	都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第42条第2項（法第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る書類 (3) 法第35条の2第3項、第36条第1項、第38条、 <u>第57条第2項</u> 及び第67条第1項の

	に係る書類 (4)～(6) 略 <u>(7) 法第52条の2第2項（法第53条第2項 において準用する場合に限る。）の規定に による協議に係る書類</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 法第57条第2項の規定による届出に係 る書類</u> <u>(10) 略</u>
36	略

	規定による届出に係る書類 (4)～(6) 略 <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u>
36	略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。